

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和4年11月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく国民健康保険業務の実施。</p> <ol style="list-style-type: none">被保険者資格の管理 ①被保険者資格の取得・喪失等、異動に関する届等を受理・審査する。 ②被保険者証、被保険者資格証明書等を交付する。保険給付 ①国民健康保険法に基づく保険給付を行う。 ②限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を交付する。 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の実施。</p> <ol style="list-style-type: none">オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務></p> <ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none">番号利用法 第9条第1項、別表第一の30の項番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務></p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条)(情報照会の根拠):(20,25,25の2,26条)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none">番号利用法 附則第6条第4項国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 市民部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 住所:千葉県山武市殿台296番地 電話:0475-80-1112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部国保年金課国民健康保険係 住所:千葉県山武市殿台296番地 電話:0475-80-1143

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I-1③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、高額療養費支給システム、番号連携サーバー、中間サーバー	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 小川 悦洋	国保年金課長 秋葉 一徳		
令和1年6月28日	新様式への変更			事後	
令和2年3月6日	I-4②法令上の根拠	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>1. 被保険者資格の管理</p> <p>①被保険者資格の取得・喪失等、異動に関する届等を受理・審査する。</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書等を交付する。</p> <p>2. 保険給付</p> <p>①国民健康保険法に基づく保険給付を行う。</p> <p>②限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を交付する。</p>	<p>変更前の記載に下記を追記。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の実施。</p> <p>1. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>2. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条 オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 第9条第1項、別表第一の30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和2年3月6日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条)(情報照会の根拠):(20,25,26条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務 番号利用法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条)(情報照会の根拠):(20,25,26条) オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務> 番号利用法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条) (情報照会の根拠):(20,25,26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務> 番号利用法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条) (情報照会の根拠):(20,25,26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年11月11日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務> 番号利用法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条) (情報照会の根拠):(20,25,26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務> 番号利用法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項)(別表第二における情報照会の根拠):(27,42,43,44,45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条) (情報照会の根拠):(20,25,25の2,26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月21日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項、別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p><国民健康保険被保険者資格管理・保険給付に関する業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項、別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	